

第4次男女共同参画基本計画 第7分野

4 性犯罪への対策の推進

(オ) 各種性犯罪への対応

③ 教育・研究・医療・社会福祉施設・スポーツ分野における指導的立場の者等による性犯罪等の発生を防止するための効果的な対策やこれらの者等に対する啓発を強化する。

5 子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進

(イ) 被害を受けた児童に対する相談・支援等

① 児童に対する性的虐待については、厳正に対処するという観点とともに、被害児童の負った心身の深い傷を回復させるという観点から、被害児童の心身の状況等に十分な配慮を行いつつ、事案の顕在化に努める。また、顕在化した事案については、刑法（強姦罪）及び児童福祉法（児童に淫行をさせる行為）等を適用し加害者を厳正に処罰するなど、児童に対する性的虐待を許さない毅然とした姿勢を示す。

② 児童相談所やワンストップ支援センター等において、性的な暴力被害を受けた子供に対する被害直後及びその後の継続的な専門的ケアや支援の実施に努める。併せて、専門的知識を備えた人材の育成を推進する。

③ 被害児童の心情や特性を理解し、二次的被害の防止に配慮しつつ、被害児童から得られる供述の証拠能力及び証明力を確保する聴取技法について都道府県警察への普及を図る。また、検察庁、警察、児童相談所等の関係機関が被害児童の事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行うことについて積極的に検討するほか、被害児童から事情聴取をするに当たり、聴取の場所・回数・方法等に配慮するなど、被害児童へ配慮した取組を進める。

(ウ) 防犯・安全対策の強化

① 通学路や公園等における防犯・安全対策を強化し、性犯罪の前兆となり得るつきまとい等の行為に対する捜査・警告を的確に実施する。

『女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策』（平成16年）

イ大学以外の教育機関におけるセクシュアル・ハラスメント対策の充実小学校、中学校、高等学校等、大学以外の教育機関におけるセクシュアル・ハラスメントは、教育の前提となる教員と生徒、保護者等との間の信頼を著しく損ない、生徒等に大きな傷を残すものである。残念ながら、セクシュアル・ハラスメントで懲戒処分を受けた教員が増加しており、徹底した防止対策が必要である。この観点から、セクシュアル・ハラスメントを行った教員に対しては、懲戒処分も含め厳正な対処を行うとともに、教育関係者への研修等による服務規律の徹底、被害者である生徒等が相談しやすい環境づくり、相談や苦情に適切に対処できる体制の整備などを推進する必要がある。

『「女性に対する暴力」を根絶するための課題と対策～性犯罪への対策の推進～』

(平成 24 年)

2 各種の性犯罪への対応 ～ 指導的立場にある者等による性犯罪の防止等性犯罪については、教育・研究・医療・社会福祉施設・スポーツ分野や職場における指導的立場にある者により、児童・生徒等が被害を受けているものがある。報道を見ても、被害が長期にわたり繰り返された後に発覚した深刻な事案も少なくない。しかし、その実態に関しては、例えば、文部科学省によると、平成 22 年度、公立の小学校、中学校、高等学校等において、わいせつ行為等を行った当事者として懲戒処分等（訓告等及び論旨免職まで含めたもの）を受けた教育職員の数は 175 人であったが、国立、私立の学校を含め全国的に把握される仕組みがなく、被害実態の全容は明らかではない。

また、指導的立場にある者による性犯罪については、その優位な立場等を利用しており、弱い立場である被害者にとっては被害を訴えにくい、被害を訴えても信じてもらえない、教育指導・補助やしつけであるなどの抗弁によって被害の事実が認定されないなど、被害を訴え出ることが困難な状況に置かれる。そのため、被害がより潜在化・継続化・深刻化する傾向が懸念される。

② 検討内容

指導的立場にある者等による性犯罪については、被害者が訴え出ることが困難であるというその特性に鑑み、厳正に対処して加害者を処罰するためには、まずは事案の顕在化を促すことを第一に考えていくことが必要である。

学校において教員による性犯罪等が発生し、性犯罪に関する知識がない管理職員のみで事実関係の調査が行われた場合、性犯罪被害が認定されず、潜在化につながるおそれがある。そのため、学校の設置者である各教育委員会等によって調査が行われることが原則であり、今後も適切に調査が行われるようにすべきである。また、各教育委員会における再発防止対策を検討する際には、弁護士等の専門家の知見を得ることも考えられる。さらに、民間支援団体が相談を受けた場合は、当該団体から教育委員会や大学のセクシュアル・ハラスメント防止関係委員会等に申し入れるなど、教育委員会等と連携して対応することが望ましい。加えて、性犯罪等により懲戒免職等となった教員が再度教員に再就職するなどのケースにおいて、更なる被害を生じさせないようにすることが課題であり、その対応について幅広く検討する必要がある。…

指導的立場にある者については、自身に性犯罪の加害者になり得るという意識がないことが想定されるため、研修や大学の課程等において性犯罪被害に関する啓発を行うなどにより、教育、研究、医療、社会福祉、スポーツ等の関係者の意識改革を進めることが必要である。

児童・生徒に対しても、性犯罪被害や相談に関する啓発を行う必要がある。特に小学生や

知的障害を持つ者については、本人に性犯罪被害であること自体の認識がない場合があるため、法や司法によって守られることを伝え、被害を受けた場合に相談を促す教育が必要である。被害を受けた児童・生徒が相談することを契機に、被害の顕在化を促すとともに、学校等で適切な支援が行われるものと考えられる。なお、被害を受けた児童・生徒に対しては、学校への通学が様々な面で困難となる場合もあるため、学習支援が必要であるとの見解が示され、速やかな対応が求められる。

『司法制度調査会提言～誰一人取り残さない日本を目指して～』（平成30年）

…加えて、教育現場における教職員やスポーツなどの指導員による性被害への対策の強化も重要な課題であり、スクールカウンセラー等の配置を充実させて被害者や目撃者が申告しやすくするほか、教職員等への研修、加害者となった教職員等に対する地域差のない公平かつ適正な処分、学校と捜査機関との連携など総合的な対策が必要である。

刑法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 性犯罪が、被害者の人格や尊厳を著しく侵害する悪質重大な犯罪であることはもとより、その心身に長年にわたり多大な苦痛を与え続ける犯罪であつて、厳正な対処が必要であるものとの認識の下、近年の性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするための法整備を行うという本法の趣旨を踏まえ、本法が成立するに至る経緯、本法の規定内容等について、関係機関及び裁判所の職員等に対して周知すること。

- 二 刑法第七十六条及び第七十七条における「暴行又は脅迫」並びに刑法第七十八条における「抗拒不能」の認定について、被害者と相手方との関係性や被害者の心理をより一層適切に踏まえてなされる必要があるとの指摘がなされていることに鑑み、これらに関連する心理学的・精神医学的知見等について調査研究を推進するとともに、司法警察職員、検察官及び裁判官に対して、性犯罪に直面した被害者の心理等についてこれらの知見を踏まえた研修を行うこと。

- 三 性犯罪に係る刑事事件の捜査及び公判の過程において、被害者のプライバシー、生活の平穩その他の権

利利益に十分な配慮がなされ、偏見に基づく不当な取扱いを受けることがないようにし、二次被害の防止に努めるとともに、被害の実態を十分に踏まえて適切な証拠保全を図り、かつ、起訴・不起訴等の処分を行うに当たっては、被害者の心情に配慮するとともに、必要に応じ、処分の理由等について丁寧な説明に努めること。

四 性犯罪被害が潜在化しやすいことを踏まえ、第三次犯罪被害者等基本計画等に従い、性犯罪等被害に関する調査を実施し、性犯罪等被害の実態把握に努めること。

五 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十四号）附則第九条第三項の規定により起訴状等における被害者の氏名の秘匿に係る措置についての検討を行うに際しては、性犯罪に係る刑事事件の捜査及び公判の実情や、被害者の再被害のおそれに配慮すべきであるとの指摘をも踏まえて検討を行うこと。

六 性犯罪が重大かつ深刻な被害を生じさせる上、性犯罪被害者がその被害の性質上支援を求めることが困難であるという性犯罪による被害の特性を踏まえ、被害者の負担の軽減や被害の潜在化の防止等のため、第三次犯罪被害者等基本計画に従い、ワンストップ支援センターの整備を推進すること。

刑法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成二十九年六月十六日
参議院法務委員会

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 性犯罪は、被害者の心身に長年にわたり多大な苦痛を与え続けるばかりか、その人格や尊厳を著しく侵害する悪質重大な犯罪であつて、厳正な対処が必要であるところ、近年の性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするための法整備を行うという本法の適正な運用を図るため、本法の趣旨、本法成立に至る経緯、本法の規定内容等について、関係機関等に周知徹底すること。

二 刑法第七十六条及び第七十七条における「暴行又は脅迫」並びに刑法第七十八条における「抗拒不能」の認定について、被害者と相手方との関係性や被害者の心理をより一層適切に踏まえてなされる必要があるとの指摘がなされていることに鑑み、これらに関連する心理学的・精神医学的知見等について調査研究を推進するとともに、これらの知見を踏まえ、司法警察職員、検察官及び裁判官に対して、性犯罪に直面した被害者の心理等についての研修を行うこと。

三 性犯罪に係る刑事事件の捜査及び公判の過程においては、被害者のプライバシー、生活の平穩その他の権利利益に十分配慮し、偏見に基づく不当な取扱いを受けないようにするとともに、二次被害の防止に努めること。また、被害の実態を十分に踏まえた適切な証拠保全を図ること。

四 強姦性交等罪が被害者の性別を問わないものとなったことを踏まえ、被害の相談、捜査、公判のあらゆる過程において、被害者となり得る男性や性的マイノリティに対して偏見に基づく不当な取扱いをしないことを、関係機関等に対する研修等を通じて徹底させるよう努めること。

五 起訴・不起訴等の処分を行うに当たっては、被害者の心情に配慮するとともに、必要に応じ、処分の理由等について丁寧な説明に努めること。

六 性犯罪が重大かつ深刻な被害を生じさせる上、性犯罪被害者がその被害の性質上支援を求めることが困難であり、その被害が潜在化しやすいという性犯罪被害の特性を踏まえ、第三次犯罪被害者等基本計画等に従い、性犯罪等被害に関する調査を実施し、性犯罪等被害の実態把握に努めるとともに、被害者の負担の軽減や被害の潜在化の防止等のため、ワンストップ支援センターの整備を推進すること。

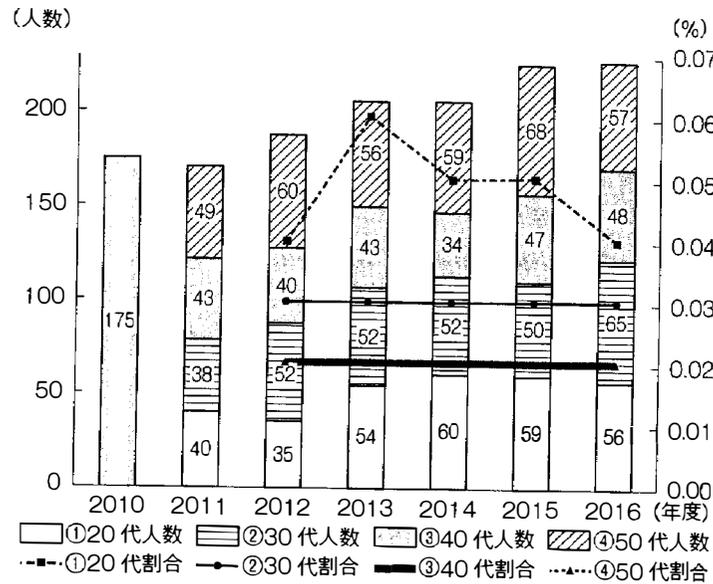
七 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十四号）附則第九条第三項の規定により起訴状等における被害者の氏名の秘匿に係る措置についての検討を行うに当たっては、性犯罪に係る刑事事件の捜査及び公判の実情や、被害者の再被害のおそれに配慮すべきであるとの指摘をも踏まえること。

八 児童が被害者である性犯罪については、その被害が特に深刻化しやすいことなどを踏まえ、被害児童の心情や特性を理解し、二次被害の防止に配慮しつつ、被害児童から得られる供述の証明力を確保する聴取技法の普及や、検察庁、警察、児童相談所等の関係機関における協議により、関係機関の代表者が聴取を行うことなど、被害児童へ配慮した取組をより一層推進していくこと。

九 性犯罪者は、再び類似の事件を起こす傾向が強いことに鑑み、性犯罪者に対する多角的な調査研究や関係機関と連携した施策の実施など、効果的な再犯防止対策を講ずるよう努めること。

右決議する。

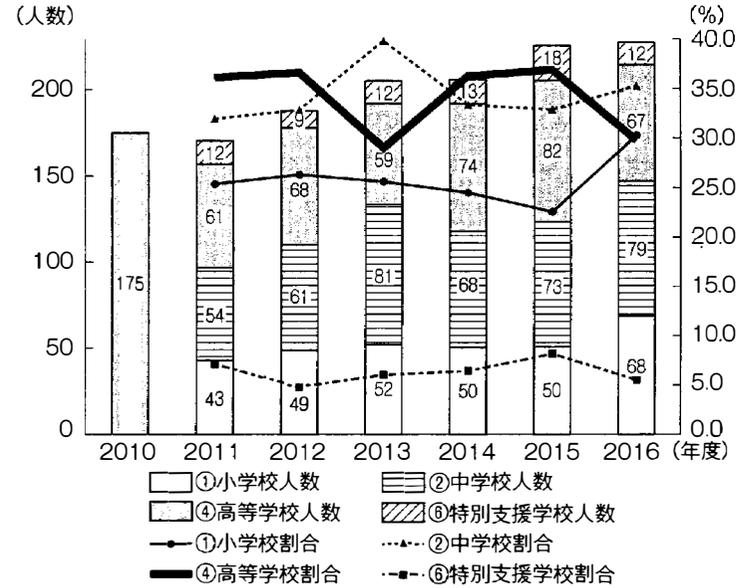
図 4-7 わいせつ行為等に係る被処分者の年齢層



注：2016年度 在職者数は平成 28 年度の学校教員統計調査（中間報告）から
 2014、2015年度 在職者数は平成 25 年度の学校教員統計調査から
 2012、2013年度 在職者数は平成 22 年度の学校教員統計調査から

それで見ると、20代、30代の教員の割合が高いことがわかります。本書でこれまでも提言してきていますが、教員養成段階や初任者研修などで、わいせつ行為等に関する研修を行うことが必要です。一方、40代、50代の教員の割合も 0.02% を維持し、変化していません。20年近く研修が行われている現状から考えれば、なぜこの年代なのかという疑問が湧きます。若い時分から、わいせつ行為等を犯していたけれど、発覚したのが今なののでしょうか。この資料からは定かではありません。研修が機能しているのかを考える数値でもあります。

図 4-8 わいせつ行為等に係る被処分者の所属する学校種



年度	2012	2013	2014	2015	2016
①小学校★	0.01	0.01	0.01	0.01	0.02
③義務教育学校人数					0
割合 (%)					0.00
義務教育学校★					0.00
②中学校★	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
⑤中等教育学校人数	0	1	0	1	0
割合 (%)	0.00	0.50	0.00	0.40	0.00
中等学校★	0.00	0.07	0.00	0.06	0.00
④高等学校★	0.04	0.03	0.04	0.04	0.04
⑥特別支援学校★	0.01	0.01	0.02	0.02	0.01

★被処分者数/在職者数 (%) (在職者数は当該年度の学校基本調査より)

内海崎貴子他『スクール・セクシュアル・ハラスメント』八千代出版、2019年

スクール・セクシュアル・ハラスメントについて ——T市公立学校教諭わいせつ事件裁判から見える対策——

中京大学法科大学院 教授

柳本 祐加子

I はじめに

スクール・セクシュアル・ハラスメント（以下「SSH」とする）に関しこれまで考察を続け、たとえばその法的対応について既に被害児童・生徒への聞き取りを司法手続きの流れの中に適切に位置づけた上でなされる必要があること、そのために被害児童・生徒への聞き取りや調査の段階で学校や教育委員会は、児童虐待対応において実施されていると同様の警察や検察も含む関係機関連携を行う必要があることを指摘した⁽¹⁾。

2018年6月、愛知県T市内公立学校教諭の児童に対する性暴力事件を知り、この事件を可能な範囲で調べる中で、改めて様々な問題点を見出すに至った。それは、上述した指摘の他、同一人物による同種事件の再発防止策、処分のありかた、といった問題である。それを本稿において検討し、改めてSSH対策を提示してみたい⁽²⁾。

II 本事件から見える児童・生徒に対する教員による性暴力事件に対する対応について

1. 事件発生から民事裁判提起までの流れ

本事件は特別支援学級の女子児童の裸体を撮影したもので、その発生は2014年秋。2016年に教諭逮捕、同年冬懲役1年8月、執行猶予3年の判決があった。ところがこの事件の発覚前既に当該教諭による児童・生徒に対する性暴力事件が3件発生していた。

（あ）2012年の事件：2012年夏に前任中学校における女子生徒の身体接触。この案件を学校が調査したところ、当該生徒と当該教諭の主張に接触箇所に関し食い違いがあったものの、学校は市教育委員会に非違行為報告書を一旦提出した。けれども市教委によれば、双方の主張に食い違いがあるため身体接触の認定は困難、被害生徒保護者が事態収集を希望しているなどを理由として非違行為報告書を学校が取下げた。そのため市教委は県教委に非違行為報告書を提出しなかった。その一方で市教委は県教育委員会に対しトラブルとして情報提供した。

当該教諭はその直後からその年度末まで休職し、2013年3月特別支援学級に着任。この人事について市教委は、休職明けの当該教員にとって通常学級の勤務は負担が大きいかと説明している。

（い）2014年の事件：2014年に上述の裸体撮影事件が発生。

（う）2016年の事件：同校児童にキスをしたという相談があり、その後捜査が開始されたが不起訴。

この捜査中に2014年の事件が発覚し起訴され上述の通りの判決が出された。

(え) 2017年の損害賠償請求の訴えの提起：2016年の事件被害児童の保護者は、こうした一連の事件発生までの経緯を見て、市教育委員会と学校は当該教員が性加害を起こすことを予見可能であったにも関わらずその防止を怠った安全配慮義務違反の責任があるとして、市に対しその損害賠償を求める訴えを提起した。

(お) 2018年における当該民事裁判の判決

当該教員の前任の中学校で女子生徒と二人きりの状態で身体接触をしたと市教委は認定できたとし、「当該教員が性的な行為に及ぶ危険性があり、小学校に赴任するときも性的な行為に及ぶおそれがあることを具体的に予見できた」と指摘。その上で「当該教員が赴任する小学校長に対し女子児童と二人きりにならないように配置を検討するよう指導すべきだったと、市教委の安全配慮義務違反を認めた。小学校については、当該教員の前任校での行為を知らされていたとはいえないとして責任を認めなかった。このように市の安全配慮義務違反を認めたが、被害児童側と当該教員との間で示談が成立していることを理由に請求を棄却した。⁽³⁾

2. 本事案に関する検討

1に記した事件の流れを見ると、学校（教育機関）による事件調査の方法、教育機関内（事件の発生した学校と教育委員会）の事件情報の共有方法、人事配置に関する配慮、事件発生可能性に関するアセスメント、加害者本人と被害者（側）との示談成立が国賠訴訟における具体的な賠償責任に与える影響、再発（反復）防止のための措置等を考察すべき問題としてあげることができる。以下順次検討してみたい。

(1) 学校（教育機関）による事件調査の方法について

1（お）で紹介した判決冒頭に、前任中学校における身体接触を市教委は認定できたはずだという下りがある。学校による調査では被接触箇所について当該教員と被害生徒の主張に食い違いがあることが判明し、その後学校が市教委に対し非違行為報告書を市教委に提出したところ、市教委は身体接触の認定は困難であるとして本報告書を受理しなかったという事情があったようで、この判決文の箇所はそれを前提とする記述であろう。

被接触身体箇所によっては強制わいせつなどの犯罪に該当する可能性がある事件である場合に、警察等との連携を実施した上で慎重に事実調査をしたのかどうか明らかではないが、もしこのような手法で調査をしなかったとすれば、この点にまず問題があるといえる。既に別稿で指摘した通り、可能性のある後日の公判を想定した上で、特に被害者であることの話の聞き取りを法的に意味のあるものとして保存可能な手法によって実施する必要があるからである。⁽⁴⁾⁽⁵⁾⁽⁶⁾

(2) 教育機関内（学校と教育委員会との間）の情報共有について

おそらく学校は、被接触身体箇所に関する被害者と加害者の主張に食い違いがあったとしても、身体を接触したこと自体を不適切な行為であると判断し、市教委に非違行為報告書を提出したのであろう。しかしその事実の認定は困難として学校が取下げたというのが市教委の理解である。このような場合、たとえば再調査を学校に対して命じるとか、市教委が調査をするといった措置をとる

方法はないのであろうか。

判決は、身体接触を市教委は認定できたはずだとしているところを見ると、上記の市教委の理解とは異なり、市教委が事実を認定できなかったから非違行為報告書を受理しなかったという理解も可能である。この理解を前提とすれば、やはり再調査を実施するなどして事実の認定をする必要があったのではないか。非違行為報告書の根拠となる事実認定に問題がある場合に、非違行為報告書を取り下げるあるいは受理しないという対応だけでよいものか。一般的な事案対応のレベルにおいて検討する必要があるのではないか。⁽⁷⁾

(3) 人事配置に関する配慮

当該教員は2012年の事件発覚後の休職後、通常学級勤務は負担が大きいことを理由に特別支援学級に配置された。既に新聞紙上でコメントした通り⁽⁸⁾、特別支援学校において求められる教員の力量は決して通常学級より低くてよいはずはない。また、身体援助が求められることがありうることを想定すれば、不適切な身体接触をしたことのある教員をそのまま－その身体接触がなぜ不適切なのかを理解し、同種行為を繰り返さないための学習（研修）機会を与えられることもなく－配置することは問題である。

(4) 事件発生可能性に関するアセスメント

市教委が県教委に対して、学校が取下げた非違行為報告書記載内容を「トラブル」として情報提供した理由は定かではない。けれども当該教員の今後の状況を見守る必要がある（当該教員は要注意人物である）と判断したからだと推測も成立可能である。そうだとすると市教委は着任校に対しても同様の情報提供をし、再発防止のための方策を共に検討すべきだったのではないかとはいえる。⁽⁹⁾

他方着任校において、当該教員が児童を膝の上に乗せたとか、少し児童との距離が近いのではないかといった声が校内にあったという。2012年の事件発生情報の提供がなかったとしても、そうした声が伝える状況が、場合によっては児童に対する性暴力の実行に及ぶ可能性もあることを想定した上で、当該教員に対し介入する必要もあったのではないか。

スクール・セクシュアル・ハラスメント被害者支援活動の実践は、加害者は加害を繰り返す傾向があること。被害者の好意や信頼を得る過程を経ながら性暴力の実行に至ること。こうしたことは踏まえるべき認識であることを教える。これは被害者支援活動実践者たちが折りに触れ社会に向け、教育関係者に向け発信していることである。けれども今回の事例を見ると、事件が発生する場である学校現場に届いていないことがわかる。被害者支援の実践が教える性暴力事件発生のメカニズムを教育関係機関全体で共有できる仕組みが必要だろう。

(5) 加害者本人と被害者との示談成立と国賠訴訟における具体的な賠償責任

市教委の安全配慮義務違反は認められるものの、市教委と加害教員の責任は不真正連帯債務の関係にあり、加害教員の被害者との示談に基づく弁済により当該債務は消滅したので、その賠償責任は生じないと判断した。⁽¹⁰⁾

確かにこの法律構成は間違っていない。けれども本件の場合、市と当該教員の責任の位置づけは異なる。当該教員の責任は、市に求められたと同様の学校という教育の場の安全を確保する義務

(職務)の遂行行為ではなく、児童の安全を破る行為によるものだからである。今回の判決は当該教員と市の責任が一体のものであるとの認識を示しているようにも見える。そうだとすると、これは原告が提起した本件性暴力事件をめぐる様々な当事者の責任のあり方の問題に応答できているといえるであろうか。再考の余地があらうと思われる。

(6) 再発(反復)防止のための措置

当該教員は2014年の事件で逮捕起訴され執行猶予付きの有罪判決を得た後、懲戒免職処分を受けた。これは、2012年、2014年そして2016年のいずれの事件についても、当該教員はその行為の意味を学ぶ、自省し繰り返さないというこれらの目的を実現するための教育指導を受ける機会が与えられていないことを意味するように見える。現状では、懲戒免職処分を受けた者に対する教育指導実施義務は教育委員会にはない。また当該教員は単なる執行猶予を得ただけであるので社会内処遇として教育指導の機会も得られない。

昨年2017年文科省が懲戒免職処分を受けた者の教員免許情報を一括管理するシステムの導入を決定し⁽¹¹⁾それに対する予算措置を得た。このシステムには、免許失効を秘匿して他の自治体の教員となることを防ぐことが主に期待されている。すると当該教員のような児童・生徒に対する性暴力加害を行い懲戒免職処分を受けた者が再び教職につくことはおそらく皆無に等しくなることであろう。したがって上述のような教育機会を得られない者が公教育に復帰することはないのでこの領域における安全は確保されることになるとも考えられる。

ところでこの免許管理システムは、学校教育現場からこのような人物を排除するのはよいことだという認識を前提として作られた制度であろう。排除された人々はしかしながらこの社会に、上述したような教育機会を与えられることなく存在し続ける。先に指摘したように、こどもに対する性暴力加害は繰り返される傾向があることを踏まえると、そうした行動を修正できないままこの人たちがこどもと接触する職業につき、また同種事件を繰り返す可能性は否定しきれない。学校教育現場から排除できればよいのだという認識は、社会のこどもたち全般の安全確保の観点から考えたとき、公平であるといえるだろうか。加害者の行動修正教育受講機会確保や、再発防止のための援助対策などの制度構築に向けた検討が必要なのではないか。

現在の懲戒免職処分相当の事例について、その一つ手前の停職処分とし、教員の身分を維持させた上で上記の教育指導を教育委員会等が責任を持って実施する。教育指導終了後、その到達度に応じ改めて当該教員の処遇を決める。教育現場に復帰させる場合、再発防止のための措置を講じ、必ず適切なモニターを実施する。こんなこともありうる一つの方策ではないか。⁽¹³⁾勿論これは現在の事案対応基準や処分基準と相容れないものである。けれども行動修正教育の必要性や社会のこどもの安全確保の観点からは、このような発想が許される場合もあるのではなかろうか。この是非も含め様々な対応方法が今後積極的に検討される必要があることは確かである。いずれにせよ「ここにいてほしくない人をここから追い出す・追い出せばよい」的な現行制度の見直しは必至であると考え⁽¹⁴⁾る。

(7) 被害者支援のための社会資源の活用、事件公表時の配慮など

本件においてその活用が検討されたのかどうか不明であるが、学校事故被害者としてスポーツ振

興センターの災害共済給付申請手続きや、犯罪被害者として犯罪被害者給付金給付裁定申請手続きに向けた支援もあってしかるべきであろう。被害者（側）自身による民事訴訟の提起による損害回復のみならず、被害者のための支援給付制度が同種案件においても活用できるはずだからである。

また、事実調査開始後の被害相談者の安全確保、心身のケア、学習支援などに関する配慮、性暴力事件発生が学校全体に知られるに至った場合の、児童・生徒、その保護者に対する精神的なケアも含む対応。こうした措置も必要である。

3. 事案への（教育機関の）対応として必要なこと

2までにおける考察から得た、事案への対応として必要であると考えられる事項5点を以下に示す。

- ① 被害者の安全や心身のケア、学習支援等と共に事実調査を多機関連携を図った上で実施すること。
- ② 加害行為が認められた場合その加害者に対する再発（反復）防止のための教育指導を実施すること。
- ③ 加害者が教育現場に復帰する場合、学校と教育委員会、その他適切な社会資源保持者や保持機関との間で情報共有を図りながら、再発（反復）防止の措置をとること。
- ④ 災害共済給付金制度や犯罪被害者給付金制度など、社会に存在する被害者に対する支援制度活用に向けた支援を教育機関が実施すること。
- ⑤ 事案発覚、公表時に当該学校児童・生徒、保護者に対し適切な対応を実施すること。

III むすび

教員による児童・生徒に対する性暴力事件は、発生し続けている。それにもかかわらず事実調査や、こどもに対する聞き取りの問題等、いまだ解決されないままの課題が存在する。この状況を一刻も早く解消するため、本稿では現行運用原則とは異なるものも含めいくつかの提案を示した。今後の対策検討の参考となれば幸いである。

教育機関における性暴力対策のあり方を問う本件訴訟を提起された原告側の方々への敬意と感謝、本件を考えるきっかけを与えてくださった方々への感謝、そして、性暴力に巻き込まれることもの人数の減少の願いを表しつつ、本稿を閉じる。

- (1) 柳本祐加子「スクール・セクシュアル・ハラスメントの法的課題—相談・被害者供述をめぐる法的問題・被害者支援体制に関する考察—」『日本教育学会特別研究課題スクール・セクハラ問題の総合的研究』1頁～11頁（日本教育学会2017年5月）。
- (2) 最近も教諭の児童・生徒に対する性暴力事件の発生が報じられていること、また自民党政務調査会司法制度調査会『司法制度調査会提言～誰一人取り残さない日本を目指して～』（2018年）にも教育現場等における性暴力への対応が課題として書き込まれた（同提言8頁～9頁）といった状況に照らし、今後の政策レベルにおける検討の前提となりうるメモのようなものとしてであれ記して

おく意味があるだろうとの意図から執筆する次第である。

- (3) 「教員わいせつ行為「予見できた」 T市側の過失認定 地裁支部 【名古屋】」朝日新聞2018年6月30日。
- (4) 前出注(1) 柳本祐加子参照。
- (5) 小学校児童の教員からの強制わいせつ事件において、その保護者が警察から、記憶がぶれる可能性があるため被害調書を取るまではこどもと事件について話さないように言われたことが記された報道記事がある。これは学校と少なくとも警察が連携し、司法面接などの手法を用いてこどもへの聞き取りを実施したことを窺わせる。(「担任からの性暴力、娘の心の傷 その年のこと「忘れた」」朝日新聞2018年7月27日)。
- (6) 前出注(2) 自民党政務調査会司法制度調査会・9頁も、この種の案件調査において多機関連携を図った上で実施すべきだとする。
- (7) 事件の流れの中に記したように、市教委は非違行為報告書を受理しなかった一方で、トラブルがあったという情報は県教委と共有したらしい。この市教委の対応やその根拠は不可解であるとの印象を拭えない。
- (8) 「前任校での問題行為把握 市教委、処分せず」中日新聞2018年6月26日。
- (9) 「女児わいせつ訴訟、市の責任指摘 T市教委「重く受け止め」／愛知県」朝日新聞2018年6月30日によれば、判決を受けて市教委は「判決内容を踏まえ、教員によるトラブルの調査方法、異動先への引き継ぎの仕方、指導のやり方を見直したい。」としつつ「トラブルのあった教員を後に犯罪を犯すことを前提に管理はできない。難しい問題だ」と話した。この主張にはもっともであるといえる側面もある。他方児童・生徒の(性的)安全確保の観点から見ると、性加害が起りにくい環境整備をすることも必要である。そしてこれは児童・生徒の安全を確保すると同時に、注視される教員を守ることにもなる。当該市教委に、事態を見る観点を児童・生徒の安全確保の方向へ移した上で対策を検討することを提案したい。
- (10) 前出注(3) 朝日新聞。
- (11) 「わいせつ教員、処分歴を共有、文科省が仕組みづくり」日本経済新聞2017年9月6日。
- (12) 今年2018年春時点では、当該システムは2030年稼働予定ということであった。
- (13) 懲戒免職となった当事者が起訴され実刑判決を受けた場合に効果的な矯正教育が受けられるか、その後の社会内処遇はどうであるか。懲戒免職となった当事者が起訴され無罪となった場合。本件のように懲戒免職となった当事者に執行猶予が付されたのみの場合等々に応じ、加害者対応の課題は様々存在する。今年2018年に国家公務員のセクシュアル・ハラスメント事案の発覚が政府の本問題への対応を問題視させるに至った経緯により、現在内閣府男女共同参画局・女性に対する暴力専門調査会において、異例の会長声明が出されるなどセクシュアル・ハラスメントに関する審議が行われている。大変歓迎すべきことであるが、これまでのところ加害者対応については取り上げられていないように見える。加害者への対応も重要な課題として審議が行われることを願う。これはDV対策においてもまったく同様である。
- (14) 前出注(11) 柳本祐加子コメント参照。

【追記】

脱稿後本判決が、当事者氏名や詳細な事実等を伏せた上でLEX / DB インターネット TKC 法律情報データベース（文献番号25560791）にアップされた。被告市の責任に関する判断の部分の要約紹介と、損害賠償債務に関する若干の検討を以下に記す。（データベース上裁判年月日は平成30年6月9日とされているが、同年同月29日の誤りと思われる。）

1. 市の安全配慮義務違反について

前任校で女子生徒の身体接触をしたことを事実として認定できる状況にあったので、当該教員が「女子生徒又は女子児童と二人きりになって性的な行為に及ぶ危険性が具体的にあったといえる。」その上、当該教員が休職したため前記被害女子生徒も含め他の「女子生徒との接触を禁ずるなどの適切な指導監督を継続的に行えていないので前記危険性が解消されたと認めることもできない。」これらの事情から市教委は当該教員が赴任する際に「女子生徒又は女子児童と二人きりになって性的な行為に及ぶおそれがあることを具体的に予見することができた。」なお女子生徒側が事態の収束を望んだとしても、当該教員の適性或生徒の安全の問題であるので可能な限り事実調査を行った上で必要な対応を実施すべきであった。そして当該教員の復職にあたり、着任先小学校の児童の安全を守るため、前記女子生徒に対する身体接触の事実を着任先小学校の監督者に引き継ぐ必要があった。「本件教育長としては、当該教員が赴任する際校長に対し前記女子生徒の身体接触の具体的な事情を説明した上で、当該教員が女子児童と二人きりにならないように、その配置を検討し、十分に監督するよう指導を行うべきであった。」具体的には当該教員を担任から外すなどの措置をとることにより、本件わいせつ行為の発生を回避できた。このように本件教育長には、赴任先校長への事情説明、当該教員の適切な監督指導を怠った安全配慮義務違反があった。

2. 損害賠償債務について

（1）判決要約：本件教育長の1. で示した安全配慮義務違反は、本件わいせつ行為による精神的苦痛と相当因果関係を有するものとして損害賠償義務を発生させる。そしてこれは当該教員の原告に対する不法行為に基づく損害賠償債務と同一の損害に向けられた債務であり、両者は不真正連帯債務の関係に立つ。当該教員は既に示談によって原告に対する上記債務を弁済したので、被告の原告に対する上記各債務は弁済の絶対的効力によって消滅した。

（2）若干の検討：市教委の過失を性暴力防止措置を怠った安全配慮義務違反とするならば、加害教員の損害賠償債務との法律関係は判決の示す通りとも考えられる。ところで原告は市教委に対し、被害後学校に不信感を抱きながら通学せざるをえなかった精神的苦痛の賠償も求めたが認められなかった。被害発生を知った時点で市教委や学校には被害児童・生徒に対する事後措置—心身のケア、学習支援など—が発生する。その中には本件被害児童が抱いた学校への不信感を払拭し信頼回復のための措置も含まれると考えることが可能であり、寧ろ必要である。そうだとすればこの事後措置を怠ったために通学困難という精神的苦痛に対する賠償責任を被告市に認めることが可能となる。本判決は性暴力防止義務について積極的に判断していると見える一方、事後措置についてはあまり関心がないように見える。組織内で発生したSH や性暴力発生後の被害者支援を中心とする事後対策も重要な必須事項である。いずれにせよ防止、調査、事後措置等様々な場面における対策や措置

について一定の規範となるべきものが必要である。

ISSN 2187-6169

日本教育学会

モノグラフ・シリーズ No.12

特別課題研究
スクール・セクハラ問題の
総合的研究

2017年5月

研究代表:勝野 正章、山口 和孝

第1章 スクール・セクシュアル・ハラスメントの法的課題

—相談・被害者供述をめぐる法的問題・被害者支援体制に関する考察—

1. はじめに

本稿では、スクール・セクシュアル・ハラスメント（以下SSHとする）を法的な視点から観察したときに現れる課題の中でも特に、こども被害者の証言をめぐる判決例が発する警告をみたときに、SSH対策をどのように構築する必要があるかという課題に対する一定の方策を示すことが本稿の目的である。

2で、まず本稿が考察対象とするSSHについて説明する。次に文科省発表統計資料が示すSSHの実態を紹介する。次に数少ないが公開されたSSH関連判決例を紹介する。そして両者を相互参照することによって現れる検討課題を析出し、3で結論としてSSH対応のための方策のひとつのありかたを示す。このような順序で以下考察を進めることとする。

2. SSH被害者支援制度の充実に向けた課題

(1) 本稿で用いるSSHについて

教職員、部活動指導者など、こども（児童・生徒）に対して指導者としての立場にあるおとなによるこどもへのSH、すなわち相手を性的に不快にさせる性的な言動等を意味する言葉としてSSHを用いる。

慣例的には、SSHは犯罪に該当する行為、すなわち強かん、強制わいせつ、隠し撮りなども含むものとして用いられることが多い。本稿で用いるSSHとの違いは、その言動が犯罪に該当する可能性の有無である。

この慣例的なSSHという言葉の用いられ方は一方で（広義の）性的被害を言い出しやすくしている。他方その中に実際には犯罪に該当するものが含まれている可能性があるにもかかわらず、その有無が必ずしも確実に確認されないことがあったり、またその確認の程度によって、後に紹介するようなこども被害者の証言を証拠として採用しないという問題を発生させることがあったりする。

(2) 文部科学省発表「わいせつ行為等に係る懲戒処分等の状況（教育職員）（平成27年度）」¹

本原稿の末尾にある資料がそのすべてである。ここに読者と特に共有したい4点を記す。

(あ) 文科省のわいせつ行為等の定義について

文科省は、わいせつ行為、わいせつ行為等、SHという言葉を実次のようなものとして用いている。

「わいせつ行為」とは、強姦、強制わいせつ（13歳以上の者への暴行・脅迫によるわいせつ行為及び13歳未満の者へのわいせつ行為）、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、買春、痴漢、のぞき、陰部等の露出、青少年保護条例等違反、不適切な裸体・下着姿等の撮影（隠し撮り等を含む。）、わいせつ目的をもって体に触ること等をいう。

「セクシュアル・ハラスメント」とは、他の教職員、児童生徒等を不快にさせる性的な言動等をいう。

「わいせつ行為等」は以上2つをあわせたものをいう。

この説明が、わいせつ行為は法的に犯罪と判断されたものを指すのか、あるいはその可能性があると判断されたものを指すのかは必ずしも明らかでない。もっともこの統計は懲戒処分の対象となった行為を示すものであることと、SSHを不快にさせる性的な言動と説明していることから、おそらく後者であろう。懲戒免職処分のルールを思い起こしたとき、文科省は犯罪に該当する可能性のある行為とSSHとをひとまずわけて把握しようとしていることがうかがわれる。

(い) わいせつ行為等の態様

被処分者数の多い順番に態様を上げると、体に触る、盗撮・のぞき、性交、接吻、文書・画像等による性的いやがらせ、会話などにおける性的いやがらせとなり、犯罪に該当する可能性のある行為が処分事例の大半を占めている。

(う) わいせつ行為等が発覚した要因

被害者等からの相談が全体の43.7%である。相談先を件数の多い順番に上げると、教職員、スクールカウンセラー、セクハラ相談窓口である。本資料には本人または保護者から教育委員会への通報も上げられているが、これも広義には相談であるとする、発覚要因において相談の占める割合は46.4%である²。

(え) 教職員等指導者による被指導児童・生徒の被害件数、実態は推測の域を出ない

これは、本資料が被処分者に焦点を当てて作成されていることに起因する。本資料(5) わいせつ行為等の相手の属性を見ると、自校の児童、自校の生徒がそれぞれ5.4%、35.3%とされているので、SSHやわいせつ行為も含まれていることは間違いない。けれどもその被害件数と実態は明確でない。被害に焦点を当てたものではないので当然その被害者への対応も不明である。

以上4点を指摘した。

統計の取り方に改善の余地が大いにあることや、本稿の検討対象であるSSHに絞った調査資料でもないことから、本資料に依拠しながら検討を進めること自体に問題なしとはしない。特に(え)はそれを示す。他方、現在存在する文科省のSSHに関連する事例の統計に基づいて、その弱点も含め考察することもまったく意味のないことではなかろう。こうした制約の下における考察であることをあらためてここで確認した上で、以下本資料に依拠しながら考察を進めてみることにする。

さて、ここで注目したいのは(う)である。これは事案発覚の要因として相談が重要であることを教える。ところで当然のことながら相談は事案発覚の機能しか持たないのではない。相談者にとって緊急に、あるいは中・長期的に必要な支援は何か、加害者やその状況から被害者を離したり、その停止を図るためにはどうしたらよいか。こういった事案発見、介入、被害者支援は、相談体制が充実したものであればあるほどよりよいものとなる。相談体制の充実が社会問題への対応方法の重要なひとつとして既に認識されており、様々な相談事に対応可能な相談窓口が設けられていることは周知の事実である。したがってSSHについても相談体制の充実が非常に大切なものであるといえる。特にSSHの場合、被害者は子どもであるので、子どもに対する相談の場における聴き取りには細心の注意が必要である。二次被害発言をしないことは当然のことながら、たとえば正確に被害を把握するために、子どもの話の不十分な点を相談員(相談を受けた者)の思い込みや推測、想

像によって補った上で事案を描いてしまわないことも必要である。そうしたことを避けながら慎重に、事案を詳細にしてかつ正確につかむことによって、先に記した適切な介入を行い、被害者を守る努力が行われるべきである。

(3) SSHに関連する判決例

① 3件紹介する。

<判決例1 甲府地方裁判所 H. 26. 5. 27 判決 LEX/DB25504086>

・概要：高校陸上部のコーチを務める被告人が、この陸上部女子部員（当時16歳）に対し、臍内に指を挿入することを瘦身エクササイズだと誤信させた上で抗拒不能な状態に陥れ、陰部に電動マッサージ器を押当たり、陰部や乳首をなめるなどした。その後それぞれの部員を別個にホテルに連込み、性交を試みた。

・判決：被告人の行為は施術目的で行ったものとは認められず、また、16歳の女子がこれらの性的行為について真摯な同意をしていないことは明らかだとして、準強かん未遂、準強姦わいせつに該当するとし、懲役5年を言渡した。

<判決例2 大阪高等裁判所 H. 26. 8. 28 判決 LEX/DB25504703>

・概要：被告人が、柔道の指導のため被告人方に下宿していた当時中学2年生（14歳）の女子生徒に対し、自己の性欲を満たすため、被害者が18歳未満であることを認識したうえで、着衣の上から被害者の性器部分にバイブレーターを押し当て、被害者の胸を触るなどした。その後女子生徒は柔道もやめ、自宅に戻りたいと主張したが、その原因を説明しなかったため親は女子生徒の希望をすぐには受け入れなかった。しかし女子生徒が親以外の者に話していたことをしった母親がその者たちより女子生徒の話聞き、女子生徒は自宅に戻り、また事件が発覚するに至った。

・判決：第一審は、被害者供述に合理的な疑いが残るとして無罪とした。控訴審は原判決の被害者供述を信用できないとしたのはその出発点に看過できない経験則違反があり、被害者供述は信用できるとして、兵庫県青少年愛護条例違反で懲役1年、執行猶予3年を言渡した。

<判決例3 東京高等裁判所 H. 26. 9. 9 判決 LEX/DB25504806>

・概要：小学校のクラス担任教員が当時6歳であった女子2人に対し、13歳未満であることを知りながら2人を自分の膝の上に乗せ、下着の中に手を差し入れ陰部を触るなどした。

・判決：被害者のひとは、その母親と母親の友人たちと外食中に突然その被害について話出し、それに驚いた母親が様々こどもに確認をした。そのときもうひとりの女子も被害を受けていると話した。そこでこの母親がもうひとりの被害女子の母親に電話でその旨伝え、こちらの母親もこどもに被害について尋ねた。こうした経緯から2人の被害者の供述はそれぞれの母親からの暗示、誘導があったと認められ、直ちに高度の信用性を有するものとはいえないなどとして無罪を言渡した第一審の判断には、判決に影響を及ぼす明らかな事実誤認はないとした。

② ①で紹介した3件の判決例の示すところを、SSH被害者支援制度構築の観点から、被害者、加害者それぞれの属性、加害行為の態様、それらに関する法的判断の特徴を、4点抽出する。

(i)被害者と加害者の属性や関係性は、担任教員と児童、運動部活動コーチと生徒といっ

た指導者一被指導者として捉えられること。

(ii)加害行為は、性器への異物挿入、強かん、性器への接触等であること。

(iii)事件発覚の端緒は、被害者の態度の急変等から、その保護者（母親）による被害者であるこどもに対する聴き取りや、被害者が親より先に話した者たちへの保護者（母親）の聴き取りとその聴き取りに基づく被害者であるこどもへの聴き取りであること。

(iv)被害者の同意が加害者の免責理由として主張されているものがあること。

これらの内、(iii)は、複数回、複数の者による聴き取りを経た上での被害者証言の信用性に疑いがあるとして無罪とされたり、被害者の証言内容自体に疑義が認められるかどうかの判断が一審、二審で異なるものであった。これらは被害者への聴き取り方法について重大な注意が必要とされることを表す。(iv)は、こうしたケースでは特別な配慮が必要であるとして加害者の主張は認められないと判示された。こどもが被害者であり、かつ一定の力関係の中で生ずる性的加害行為を被害者の同意を免責事由とすることの当否が検討されるべきであることを表す。

③ (2) (う) で指摘した通り、相談が事案発覚にあたり重要な位置を占める。それに関連する判決例が判決例3である。判決例3で、こどもの話を聴き取ったのは親だった。そのためこどもの話の信用性が否定された。それでは相談窓口の相談員等による聴き取りであれば、このような判断にはならないのだろうか。相談体制の充実、開設数の増加だけでなく、被害者等の話にどのように対応するのか、特に後日法的解決を図ろうとするときに、被害者の話を、法的に受容られる話として聴き取ることもできるか。それを可能とする相談体制の質の確保も重要な課題となることをこの判決はわたしたちに教える。

(4) 都道府県、市区町村教育委員会に対する SSH 相談窓口に関する調査

2013 年度に「学校安全」の法制・取組みの検証に関する調査研究³が「学校の安全と安心の取組に関する実態・意識調査アンケート」実施した。この中に SSH に関する相談窓口の開設状況と相談業務担当者に関する質問項目を設けた。それに対する回答は以下の通りであった。

① 都道府県教育委員会からの回答

児童生徒向け相談窓口（電話を含む）を開設しているのは 66.7% (20 教育委員会)、相談業務担当者は以下の通りである。なおこの設問にはあてはまるものすべてに○を付ける方法で回答いただいた。

- ・指導主事等の教職経験者（教員退職者も含む） 16 件
- ・一般職員（事務・技術職員等） 6 件
- ・心理系資格（臨床心理士等）を有する者 8 件
- ・福祉系資格（社会福祉士等）を有する者 2 件
- ・警察関係者（出向者や退職者を含む） 2 件
- ・法律系資格（弁護士等） 3 件

② 市区町村教育委員会からの回答

児童生徒向け相談窓口（電話を含む）を開設しているのは 46.9% (150 教育委員会)、相談業務担当者は以下の通りである。なお回答方法は（1）と同様である。

- ・指導主事等の教職経験者（教員退職者も含む） 135 件

- ・一般職員（事務・技術職員等） 41 件
- ・心理系資格（臨床心理士等）を有する者 38 件
- ・福祉系資格（社会福祉士等）を有する者 13 件
- ・警察関係者（出向者や退職者を含む） 4 件
- ・法律系資格（弁護士等） 1 件
- ・その他 4 件（教育長、相談員、心理系の研修を受けた者、各学校の管理職、養護教諭）

都道府県、市区町村教育委員会相談業務担当者の大部分を指導主事等の教職経験者が占めていることがわかる。この調査は、業務担当者の研修受講の有無など相談スキルの程度を推し量る項目に関する質問は存在しないので単なる推察に過ぎないことを予めお断りした上であえて記す。指導主事等の教職経験者はおそらく相談を専門的にこなってきたことはないであろうから、相談スキルも特に高いレベルであるとは言い難いのではなかろうか。また先に紹介した判決例の判断基準に照らしたとき、こどもの話が証拠として採用できるものとして認められるのか、甚だ疑問である。

確かに教育委員会や学校は、児童生徒向けのリーフレットを作成配布したり、相談窓口を開設したりするなど、SSHに対応すべく努力を続けている。3（う）で指摘した相談窓口開設数の増加について努力が払われていることは間違いない。さてその努力の末設けた相談窓口に被害を受けたこどもが相談に訪れ、こどもから詳細な事情を把握するために念を入れて何度もいろいろなことを相談員が聴き取った。丁寧に聴き取ろうと、複数人で聴き取った。そしてそれが刑事裁判にかけられることとなった。すると裁判所は、そのような経過を経た証言は証拠とできないと判断した。このような展開となった場合、教育委員会や学校の努力の方向性はまったく正反対であったということになってしまう。こんなことは絶対にありえない。こう断言するのはかなり困難だろう。努力が確かな実りある結果を生み出すために、どうしたらよいものであろう。

（5） 児童相談所、警察、検察との更なる連携強化

① この課題の解決方法を考察するにあたり、大いに参考とされるべき事柄を見ておこう。それは2015年（平成27年）10月28日に、厚労省、最高検察庁、警察庁がそれぞれ発した通知により三者の連携がさらに強化されたということである。ここでは厚労省と最高検察庁の通知を見てみることにする。

（あ）厚労省の通知⁴ 趣旨、担当者の設置、面接・聴取方法等を協議することが必要な事例が記された部分を以下に引用、紹介する。

1. 趣旨

子どもの心理的負担の一層の軽減及び子どもから聴き取る話の内容の信用性確保のため、3機関が連携を強化し、個別事例に応じて、協同面接の実施を含め、子どもの特性を踏まえた面接・聴取方法等について3機関で協議・実施する取組を試行的に実施する。

2. 担当者の設定

児童相談所においては、当該取組に関する担当者を定め、警察・検察の担当者と日頃から緊密に子どもの特性を踏まえた面接・聴取方法の在り方等について情報交換を行う。

3. 面接・聴取方法等を協議することが必要な事例

(1) 児童相談所において把握した事例

刑事事件として立件が想定される重篤な虐待事例など、児童相談所において、子どもの特性を踏まえた面接・聴取方法等について、3機関で協議することが必要と判断した事例

(2) 警察・検察において把握した事例

刑事事件として立件が想定される重篤な虐待事例など、警察・検察において、要保護児童として児童相談所の関与が必要と判断した事例

4. 3機関による情報共有及び協議

児童相談所においては、刑事事件として立件が想定される重篤な虐待事例など、子どもの特性を踏まえた面接・聴取方法を3機関で協議することが必要と判断した事例について、可能な限り速やかに警察・検察の担当者に情報提供を行う。

(い) 最高検察庁の通知（通知全体を以下に引用）⁵

児童が被害者である事件や、児童が目撃者等の参考人である事件においては、検察官のほか、警察官や児童相談所の職員が、児童から、それぞれの立場で必要な聴取を行うなどしているものと承知していますが、児童の負担を軽減するとの観点からすると、児童からの聴取回数は少ない方が望ましいという指摘があるほか、児童については、誘導や暗示の影響を受けやすく、聴取方法や回数についての留意が必要であるとの指摘もあります。

このような指摘を踏まえ、児童の負担軽減及び児童の供述の信用性確保の観点から、児童が被害者又は参考人である事件については、警察及び児童相談所との更なる連携の強化が必要であると考えられることから、下記の取組を行うこととしたので、遺漏なく対応していただくようお願いいたします。

なお、本件については、法務省刑事局、警察庁、厚生労働省と協議済みであり、警察庁及び厚生労働省からも別添の各通知が発出されましたので申し添えます。

記

1 相談窓口の設置

各地方検察庁においては、児童が被害者又は参考人である事件についての相談窓口を作り、日頃から、警察や児童相談所の各担当者と緊密な情報交換を行う。

2 早期の情報共有及びそれを踏まえた対応

児童が被害者又は参考人である事件については、警察又は児童相談所から情報提供を受け次第（送致又は刑事立件前の段階を含む）、速やかに警察及び児童相談所の担当者と協議し、検察・警察・児童相談所の三機関のうちの代表者が児童から聴取する取組の実施も含め、対応方針を検討する。

② (あ) 刑事司法システムの観点からの考察

この連携強化の目的が、聴き取りによる被害者の負担軽減と供述の信用性確保にあることを各通知から読み取れる。この通知が想定するこども被害者は、親から虐待を受けたこどもである。後日、事案が公訴される可能性を織り込み、その場合関係機関となるこの三機関が「聴取する取組の実施も含め、対応方針を検討する」というのである。聴取する取組は、どのようにこども被害者から話を聴き取るかということであり、司法面接が選

扱われる場合もある。日本に、他国における司法面接の理論や実践を紹介し、関係機関に対する研修などを行っている仲真紀子によれば、司法面接とは「法的な判断のために使用することのできる精度の高い情報を、被面接者の心理的負担に配慮しつつ得るための面接法」と定義できるという⁶。

この連携強化の目的がSSH相談対応にも当てはまる。ちょっと待てと思われる方もおられるかもしれない。SSHは、犯罪には該当しないが性的に不快にさせる言動であるとの定義によれば、後日公訴の対象となるはずはないから、それは違うだろうと。確かにその通りである。けれども「セクハラ」という言葉を用いながら、犯罪となりうる行為の被害に遭ったことを相談することもいるだろう。たとえば神奈川県教育委員会が作成した「STOP! セクハラ デートDV」というこども向け（と思われる）配布物には、セクハラに該当する行為の例として「必要もないのに体に触る」「性的な関係を求める」が記されている。前者は犯罪となる可能性は皆無でない。後者は確かにこれだけで直ちに犯罪となりうるわけではない。しかしながら相談者は、「性的な関係を求める」ということから「性的な関係を持たされた」「本当はいやだったのだが性交させられてしまった」に至る、言葉の外延的あるいは派生的意味も持つものとして「性的な関係を求める」というSSHに該当するとされる言葉を解釈して相談に訪れることもある。したがってSSH相談窓口だから公訴の対象となりうる事例が持ち込まれるはずはないと考えるのはむしろ早計である。

児童相談所が対応するこどもは保護者⁷からの虐待被害者である。この虐待に性的虐待も含まれる⁸。既に指摘した通りSSH相談窓口を訪れたこどもが、教員等からこれと同様の性的虐待を受けたあるいは受けていると打明ける場合もある。またそうと明確に言わなくとも、高度なスキルを持つ相談員であれば性的虐待を受けた可能性があることを察知できる場合もある。このような場合、児童虐待の場合と同様、後日の公訴提起可能性を織り込んだ上でこどもの話をどう聴き取るかを、相談窓口（学校や教育委員会）、警察、検察と協議した上で決定、実施する仕組みを構築する必要があるのではないかと。

(い) 学校保健安全法の観点からの考察

SSH対応の仕組みの中に外部機関との連携を取り入れる考え方を示す教育委員会も存在する。ここでは静岡県教育委員会が2014年（平成26年）1月に発行した『学校危機管理マニュアル～作成の手引き～』をその一例として紹介しよう⁹。これには、SSHやわいせつ行為に対応する仕組みが掲載されている。このマニュアルはセクハラを「学校や教職員の信頼性を損なう事態」のひとつである「教職員の不祥事」に位置づける。具体的な対応方法として、「わいせつ・セクハラ等」を「事件」に分類した上で、事件発生時の「問題処理への対応」にあたり外部機関と連携することが記されている。それは「警察に通報（重大事案・緊急事案）」である。確かに警察は外部機関であり、警察への通報は、後日公訴提起される可能性があることを織り込んだ上のもので理解できる¹⁰。わいせつ・セクハラ等の位置づけに基づいた上で加害者である教職員に対する対応方法が記述されており、被害者への対応は「留意点」とされている。そこには「常に被害者を含む当事者に適切で効果的な対応は何かという視点を持つ、特に、生徒等からの直接の相談及び本人以外からの生徒等に係る相談については当該生徒等の心身の発達段階等を十分に考慮する」と記されている。(4)の末尾で指摘したように、この「留意」そのものが実りある結果をもたらさない可能性があることが懸念される。

学校や教育委員会に開設された相談窓口は、教育機関である学校がこどもに対応する(ケアする)ことと、こどもの供述の信用性確保をはかる聴き取りを行うこと。この双方を実行する力を有するものとして設置される必要がある。そのためにはまずこれらのことを実行できる力量を有する相談員を養成し配置することが必要である。同時にその相談窓口が外部の適切な機関と連携しながらこどもをケアする力を持つことが必要である。学校安全計画や危機管理マニュアルは、教職員の不祥事という側面と同時にこどもに対する性的虐待のひとつであるという側面も有するものとしてSSHを位置づけること。その上で学校保健安全法が取り組むべき重要課題であると理解すること。こうした理解を前提としてそれぞれが作成される必要がある。

(う) 自校関係者でない人から受けた性被害への対応という観点からの考察

(あ)、(い)における考察対象は主に同一学校内のSSHへの対応、特に被害者への対応であった。(あ)で性犯罪となりうる行為についてもセクハラ被害としてこどもが相談窓口を訪れる可能性があることを指摘した。この可能性について検討すると、本稿におけるここまでの考察対象とは異なり、自校関係者以外の人に加害者である性的被害の相談が持ち込まれる場合も考える必要があることに気づく。通学途上その他の状況において性被害を受けたという相談もありえよう。そのときその事案を学校が警察に通報するのかどうか、相談窓口はどう対応するのか、供述の信用性確保を図る聴き取りをいかに実現させるかといった(い)で指摘したような課題が浮上する。

このように考察を進めると、特に公立小学校、中学校には、あらゆる生活領域で起きた性被害の相談が寄せられる可能性があることに気づく。この認識を前提とすると、学校をその校区のこどもたちを性被害から守るためのひとつのキー・ステーションとして位置づけた上で被害者支援やケアの仕組みを作ること—公的な関係機関やNPOなど様々なその地域の社会資源との連携を構築し、学校を中心に地域全体がこどもたちを守る体制—が構築されてもいいのではないかという発想が現れる。

3. 結論

本稿における以上の考察から、SSH対応制度構築にあたり、「相談」に関連する領域について3点、こども性被害に対する学校の役割をめぐる将来の検討課題1点、合計4点をそれぞれ提示することとしたい。

1点目は、「こどもの心理的負担等に配慮した面接の取組みに向けた関係機関との連携強化」の実現である。想定される関係機関は、学校・教育委員会、検察、警察である。

2点目は、1点目の連携を有効に機能させたり、何よりも被害を受けたこどもを教育機関として適切にケアするために、相談窓口の力量を大きくすることである。このためには相談業務担当者の相談スキルの向上を図る必要がある。

3点目は、学校保健安全法が取り組むべき重要な課題としてSSHを位置づけ、教員の不祥事の側面の方により強い光を当てるのではなく、ケアを受ける必要のある被害者であるこどもが存在することに対しても十分な光を当てた上で学校安全計画や危機管理マニュアルが作成される必要がある。

4点目は、学校が地域のこどもを性被害から守るキー・ステーションとして機能するような役割を果たしうるのか、それはどう構想できるのか。これを将来の検討課題とできる

のではないか。

性的な虐待、性被害を受けた子どもたちはみな、その加害者が保護者であろうと、教員であろうと、その他の人であろうと、心身に受けた傷を癒し、生きる力を取り戻せるよう等しくケアを受けることができるはずである。この点に対し社会は責任を果たす必要があるはずである。加害者の違いにより、同じ性被害を受けた子どもへの対応に大きな違いが生じている現状が、早急に解消、改善されることを強く願う。

¹ http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/1380718.htm このページにある諸資料の中の2-4-1。

² 本資料は、相談者や通報者が誰なのかが必ずしも明らかに示さない。この点について改善がある。

³ 文部科学省・科学研究費補助金基盤研究(B)研究代表者 橋本恭宏。都道府県教育委員会に対する調査は、47都道府県に調査用紙を送付、30都道府県より有効回答があった(回収率63.8%)。市区町村教育委員会に対する調査は、806市区町村教育委員会へ調査用紙を送付、320市区町村教育委員会より有効回答があった(回収率39.7%)。

⁴ 雇児総発1028第1号

⁵ 最高検第103号。なお警察庁の通知は丁刑企発第69号、丁生企発第642号、丁少発第254号、丁捜一発第121号である。

⁶ 仲真紀子編著『子どもへの司法面接』有斐閣、2016年、2頁。

⁷ 児童虐待防止法2条は保護者を、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう、と規定する。

⁸ 児童虐待防止法2条2号 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

⁹ 学校保健安全法27条が学校に対し「学校安全計画」の策定を義務付けている。危機管理マニュアルは、この学校安全計画に書き込まれた危機管理についてその具体的な対策を記したものである。2017年(平成29年)から2022年(平成33年)までの5年間を施行期間とする『第2次学校安全の推進に関する計画』は、2015年度(平成27年度)末時点で学校安全計画、危機管理マニュアルはそれぞれ96.5%、97.2%の学校で策定されているとしている。

¹⁰ 2017年3月閣議決定された刑法性犯罪規定改正案は性犯罪を非親告罪化しようとするものであり、改正後は^{通報}通報は行うべきこととなるだろう。

柳本

柳本 祐加子(中京大学法科大学院)

わいせつ行為等に係る懲戒処分等の状況(教育職員)(平成27年度)

■本調査における「わいせつ行為等」の定義について

- 「わいせつ行為等」とは、わいせつ行為及びセクシュアル・ハラスメントをいう。
- 「わいせつ行為」とは、強姦、強制わいせつ(13歳以上の者への暴行・脅迫によるわいせつ行為及び13歳未満の者へのわいせつ行為)、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、買春、痴漢、のぞき、陰部等の露出、青少年保護条例等違反、不適切な裸体・下着姿等の撮影(隠し撮り等を含む。)、わいせつ目的をもって体に触ること等をいう。
- 「セクシュアル・ハラスメント」とは、他の教職員、児童生徒等を不快にさせる性的な言動等をいう。

(1) わいせつ行為等に係る懲戒処分等の状況(当事者責任)(平成27年度)

免職	停職	減給	戒告	合計	訓告等	総計
118	63	10	4	195	29	224

(2) 被処分者の性別

被処分者の性別	人数(人)	割合(%)
男性	223人	99.6%
女性	1人	0.4%
合計	224人	100.0%

(3) 被処分者の年齢層

	被処分者数A	在職者数B	A/B
20代	59人	112,039人	0.05%
30代	50人	177,727人	0.03%
40代	47人	221,114人	0.02%
50代以上	68人	315,894人	0.02%
計	224人	826,774人	0.03%

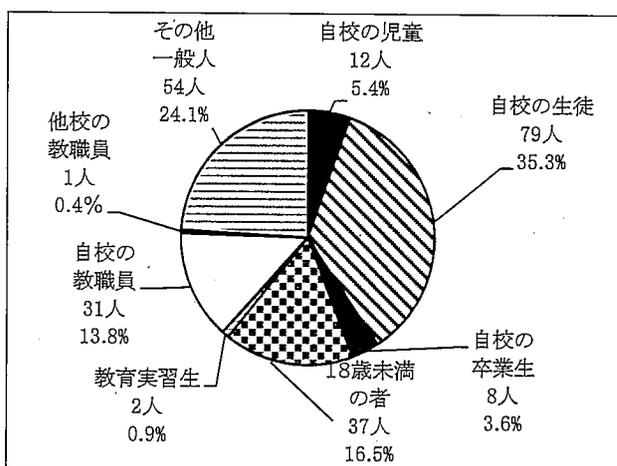
(注1) 在職者数:平成25年度学校教員統計調査より
(注2) A/Bの分母は平成25年度のものであり、参考数値

(4) 被処分者の所属する学校種

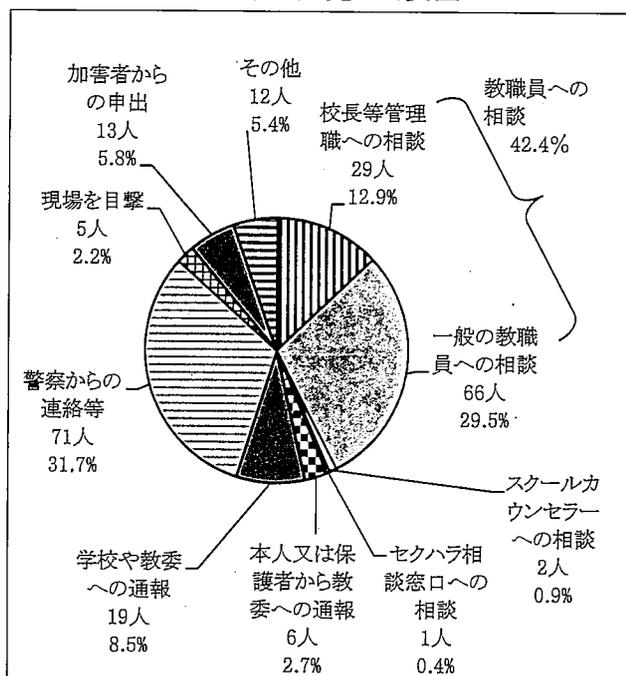
	被処分者数A	在職者数B	A/B
小学校	50人	410,397人	0.01%
中学校	73人	236,947人	0.03%
高等学校	82人	186,104人	0.04%
中等教育学校	1人	1,647人	0.06%
特別支援学校	18人	85,397人	0.02%
計	224人	920,492人	0.02%

(注) 在職者数:平成27年度学校基本調査より

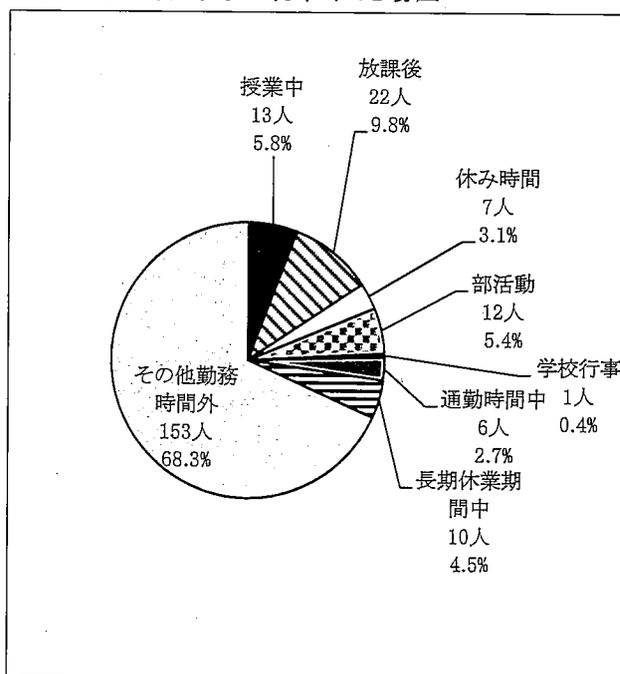
(5) わいせつ行為等の相手の属性



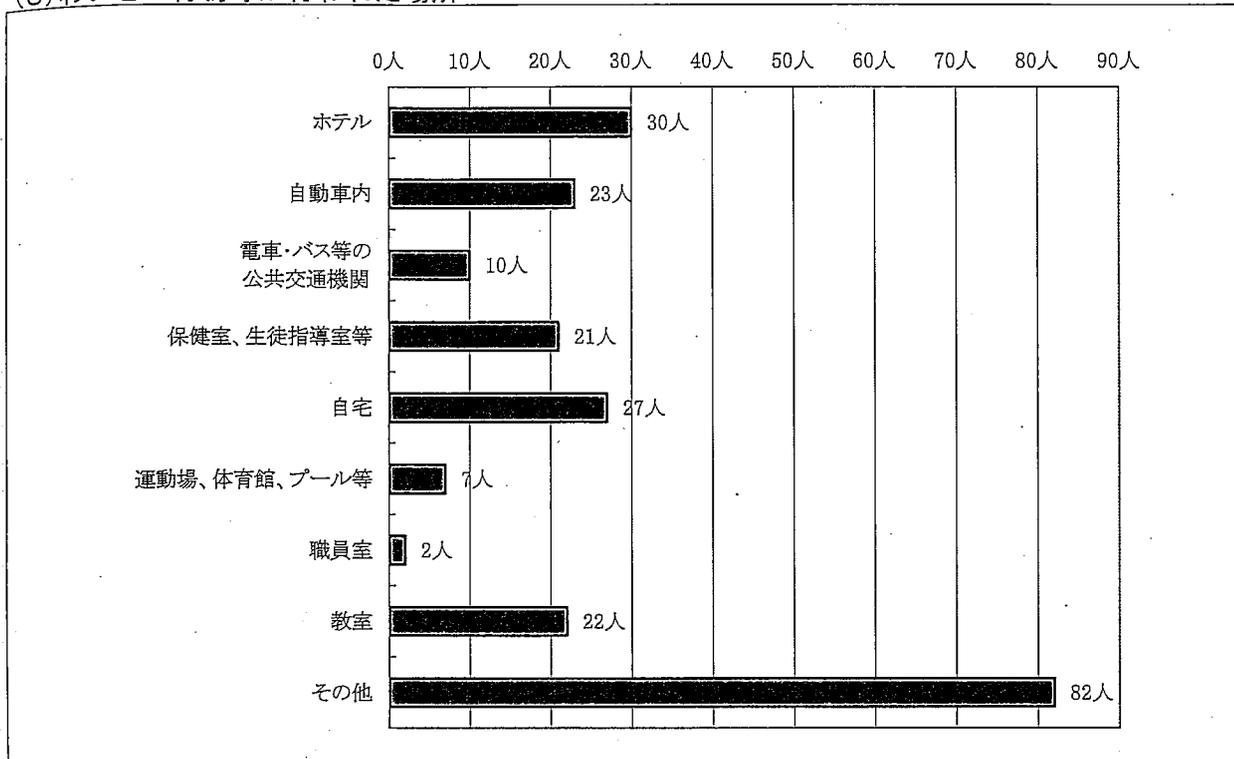
(6) わいせつ行為等が発覚した要因



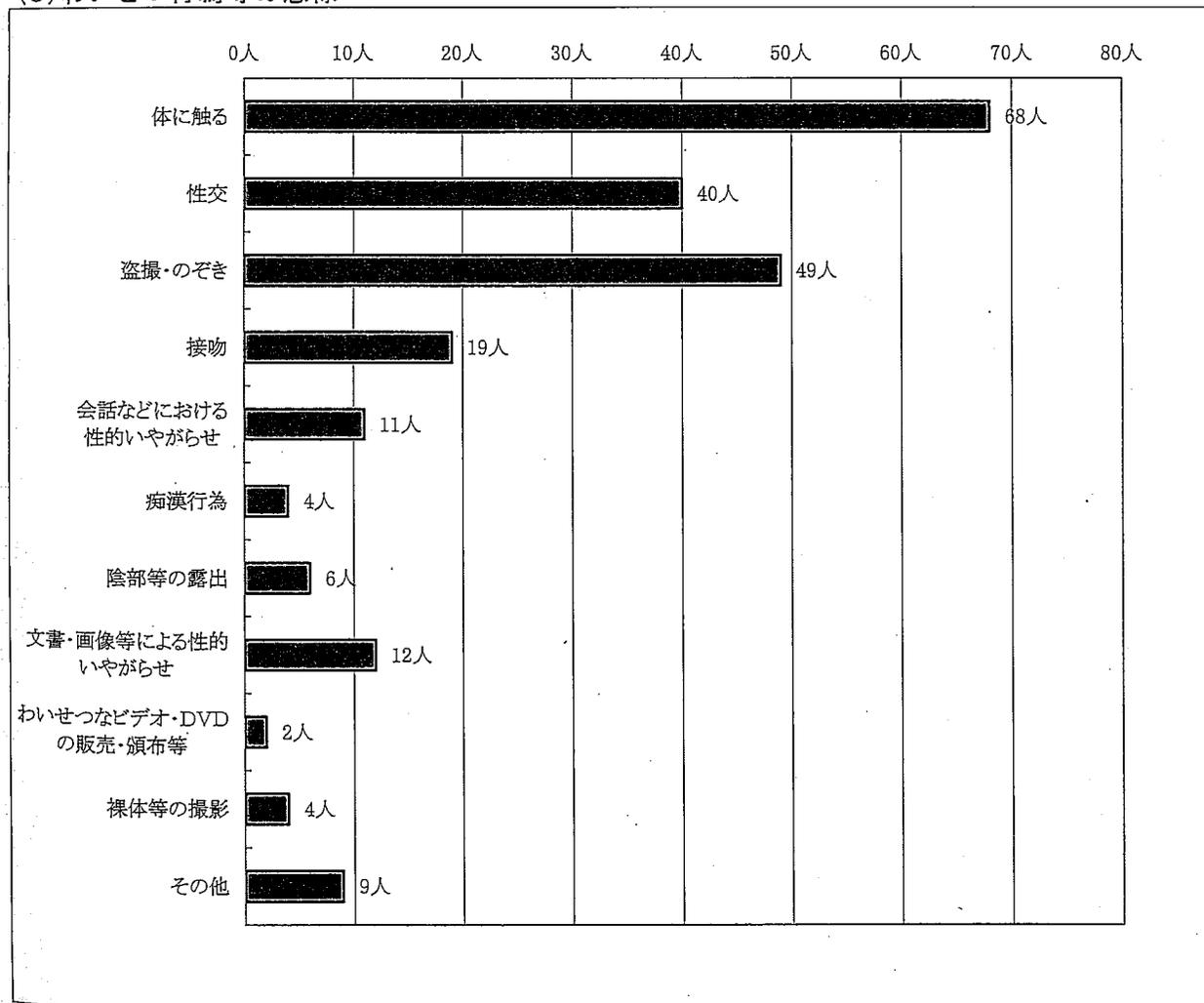
(7) わいせつ行為等が行われた場面



(8) わいせつ行為等が行われた場所



(9) わいせつ行為等の態様



茨城県教育委員会へ
ようこそ

学校教育

生涯学習
家庭・地域教育

芸術文化・スポーツ

困ったときは
(よくある質問)
教育相談窓口[ホーム](#) > [学校教育](#) > [健康や体力を育む教育](#) > [学校体育](#) > [茨城県運動部活動指導員登録バンク](#)

学校教育

茨城県運動部活動指導員登録バンク

小・中学校教育

[茨城県運動部活動指導員登録者一覧表](#)【PDF:73KB】[確かな学力を育む](#)[豊かな心を育む](#)[社会的・職業的自立に向けた
たキャリア教育](#)[生徒指導](#)[信頼される学校づくり](#)[幼稚園教育](#)

高校教育・中高一貫教育

[確かな学力を育む](#)[豊かな心を育む](#)[社会的・職業的自立に向け
たキャリア教育](#)[生徒指導](#)[魅力ある学校づくり\(再編
整備等\)](#)[県立学校入試情報](#)[奨学金情報](#)

特別支援教育

健康や体力を育む教育

[学校体育](#)[学校保健](#)[学校安全・防災教育](#)[食育・学校給食](#)

人権教育

茨城県教育委員会では、運動部活動指導員登録バンクへの登録者を募集します。

運動部活動指導員とは

平成29年4月、学校教育施行規則の一部が改訂され、学校の設置者が「部活動指導員」の身分や職務、報酬等について定める規則等を整備したことで、部活動指導員が、顧問教員の代わりに単独で部活動の指導・引率等を行うことができるようになりました。

外部指導者と部活動指導員の違い

外部指導者：学校長が委嘱した指導者（コーチ）で、顧問教員と共に専門的技術を指導する方。教員の代わりに単独での指導や生徒の引率等はできません。

部活動指導員：各市町村や県の教育委員会が雇用する方で、顧問教諭等に代わって単独で指導、引率する方。（学校施行規則78条の2に規定する者※添付資料参照）

運動部活動指導員の勤務について

中学校における1日あたりの部活動指導時間は、平日2時間程度、休日3時間程度です。
【勤務時間の例】

	平日	休日
15:50	8:50	
出勤、当日の部活動計画の確認、準備等	出勤、当日の部活動計画の確認、準備等	
16:00～18:00	9:00～12:00	
運動部活動指導（指導時間は2時間程度）	運動部活動指導（指導時間は3時間程度）	
18:00～18:10	12:00～12:10	
活動記録の整理、退勤	活動記録の整理、退勤	

登録から任用までの流れ

1. 運動部活動指導員として活動したい方が、茨城県運動部活動指導員登録バンク運営要項にある、[登録申請書（様式第1号）](#)と[登録者個票（様式第2号）](#)に必要事項を記入し、県教育委員会まで郵送します。その後、選考審査を実施し、合格した方のみ登録となります。
2. 各市町村や学校は、県教育委員会へ茨城県運動部活動指導員登録バンクの登録者（別表 登録指導員及び指導種目）情報を確認し、希望する登録者の情報提供（[様式第6号](#)）を依頼します。
3. 県教育委員会は、運動部活動指導員登録バンク登録者の情報を、依頼のあった市町村や公立中学校に提供します。
4. 市町村や公立中学校は、運動部活動指導員登録バンクの登録者へ連絡し、日程調整等のうえ、事前に校長及び教諭等と面接し、希望する条件が合致した場合は、正式採用に向けた手続きを行います。

資格要件

指導する運動部活動に係る専門的な知識・技能に加え学校教育に関する十分な理解を有する方で、下記の(1)～(4)の資格要件は必ず該当し、(5)～(7)のいずれかに該当する方とする。

- (1) 公務員でない方
- (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第9条の欠格事項に該当しない方
- (3) 過去の指導において、体罰、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等、その他運動部活動指導員として不適格と認められる事項がない方
- (4) 20歳以上である方
- (5) 教員免許を授与された経験がある方(有効・無効を問わない)
- (6) 公益財団法人日本スポーツ協会等の中央競技団体認定の指導者資格を所有している方
- (7) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校において、当該運動部活動の指導経験がある方

登録申請の手続き

以下の(1)～(4)の書類等を角型2号封筒に入れて、簡易書留にて送付してください。

- (1) [茨城県運動部活動指導員登録バンク登録申請書\(様式第1号\)](#)【Word:28KB】
- (2) [茨城県運動部活動指導員登録バンク登録者個票\(様式第2号\)](#)【Word:68KB】
※過去3か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽写真を添付してください。
- (3) 長型3号封筒(返信用 宛先明記・82円切手添付)
- (4) 資格要件(6)に該当する方
公益財団法人日本スポーツ協会等の中央競技団体認定の指導者資格の登録証の写し
※各様式については、このページよりダウンロードできます。

申込先

〒310-8588 茨城県水戸市笠原町978番6
茨城県教育庁学校教育部保健体育課学校体育担当
TEL 029(301)5353 FAX029(301)5369

添付資料

バンク設置に関する書類

- [設置要綱](#)【PDF:63KB】
- [運営要領](#)(様式第1号～様式第7号、別表)【PDF:63KB】
- (別表)登録指導員及び指導種目(※部活動指導員登録後に掲載する)

登録に関する書類

- 様式第1号 [登録申請書](#)【Word:28KB】
- 様式第2号 [登録者個票](#)【Word:68KB】
- 様式第4号 [登録更新申請書](#)【Word:28KB】
- 様式第5号 [登録内容の変更届](#)【Word:34KB】

照会に関する書類

- [茨城県運動部活動指導員の照会手順](#)【PDF:58KB】
- 様式第6号 [登録指導員の照会について\(依頼\)](#)【Word:34KB】

その他

- [運動部活動指導員に関する法律](#)【PDF:62KB】

お問い合わせ

〒310-8588 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県教育庁 学校教育部 保健体育課[県庁舎23階]
電話 029-301-5353(学校体育担当) FAX 029-301-5369
E-mail hotai@pref.ibaraki.lg.jp

[▲このページのトップへ](#)

ホーム > 区のデータ・資料 > 区政運営 > 人材募集 > 部活動指導員(非常勤職員)の募集

更新日: 2019年4月12日

+ ライフシーンから探す

+ 目的から探す

> イベント・おでかけ情報

> このサイトの使い方

部活動指導員(非常勤職員)の募集

対象

【募集を行う対象種目については、決定次第掲載する予定です。】

【募集人員】

若干名

【応募資格】

- ・地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第9条に規定する欠格事項に該当しない方
- ・当該種目の指導者資格を持つ方
- ・当該種目の技術指導に堪能である方
- ・学校部活動または地域活動において指導経験がある方
- ・任用月から2020年3月31日まで、年間を通じて勤務できる方

勤務内容および勤務条件

【勤務内容】

- (ア)部活動における実技指導に関すること
- (イ)安全・障がい予防に関する知識・技能の指導
- (ウ)大会・練習試合などの引率
- (エ)生徒指導に係る対応
- (オ)事故発生時の現場対応など
- (カ)その他、部活動指導に関し校長及び教育委員会が必要と認める事項

【任用期間】

- ・任用月から2020年3月31日まで
- ・任用の事由が消滅した場合は、期間の途中で任用期間が終了することがあります。

【報酬額】時給1,600円

【通勤手当】通勤手当あり

【賞与】なし

【勤務時間】年間538時間以内・週11時間から15時間程度

【勤務場所】区立中学校

【休暇等】年次有給休暇あり

【社会保険等】社会保険なし、労災保険補償あり

【その他】退職金制度・昇給制度なし

選考方法など

【選考方法】

書類審査及び面接

一次審査: 書類審査(履歴書)

二次審査: 面接

※一次選考に合格された方に別途ご連絡いたします。

【応募方法】

(ア)応募に必要な提出書類
履歴書(JIS様式推奨、写真添付、自筆のものに限る)

(イ)提出先・提出期限

提出先: 〒120-8510足立区中央本町1-17-1(本庁舎南館5階)

足立区教育委員会教育指導課教育指導係

「部活動指導員募集担当者」あて

※随時受付

応募方法: 提出先へ持参または簡易書留にて郵送

(応募書類は、返却いたしません)

※持参する場合は、午前9時から午後5時まで(土・日・祝日を除く)

お問い合わせ

教育委員会事務局教育指導部教育指導課教育指導係

電話番号: 03-3880-5974

ファクス: 03-3880-5606

Eメール: kyo-sidou@city.adachi.tokyo.jp

メールフォーム: [おしえてメール](#)

メールでお問い合わせいただく場合、お使いのメールアドレスによっては、返信することができません。

くわしくは「[足立区からメールを送信できないメールアドレス](#)」をご覧ください。

より良いウェブサイトにするためにみなさまのご意見をお聞かせください

このページの情報は役に立ちましたか？

1:役に立った 2:ふつう 3:役に立たなかった

このページの情報は見つけやすかったですか？

1:見つけやすかった 2:ふつう 3:見つけにくかった

▲ [ページの先頭へ戻る](#)

[このサイトの使い方](#)

[このサイトの考え方](#)

[RSS利用案内](#)

[ウェブアクセシビリティ方針](#)

[区役所へのアクセス・庁舎案内](#)

[リンク集](#)

[組織案内](#)

足立区 郵便番号120-8510 足立区中央本町一丁目17番1号 電話:03-3880-5111(代表)

Copyright © Adachi-city. All rights reserved.

(参考) 平成29年6月7日衆議院法務委員会議事録(抜粋)

○今野智博委員

私は、監護者の定義とか意義とかは恐らくこの後に吉田先生が詳しくやっていただけると思いますが、一つちょっと気になっているのが、監護者ではない人がただ立场上被害者となる方に影響力を行使できる事例というのは、この社会の中で数多く考えられる話だと思います。例えば、何かスポーツの指導者ですとかあるいは宗教の教祖とか、そういった方々が対象者に対してかなり強い影響力を行使できる、その影響力があるがために被害者が抵抗できないということも当然想定されるわけでありまして、今回、主体に対して監護者等といった限定を設けたがために、監護者に当たらない人たちが影響力に乗じてわいせつ行為等をした場合に、不当にその処罰のすき間、間隙が生まれてしまっているのではないかとということをおぼろげに懸念しております。

そこに関して、間隙が生じているのか、いないのかということを含めて御答弁をいただければと思います。

○林政府参考人(法務省刑事局長)

委員御指摘のとおり、例えばスポーツのコーチなど、監護者ではないということを前提として、その監護者でないという者が十八歳未満の者に対して実際に持っている影響力に乗じて例えばわいせつな行為をした場合でありまして、今回の監護者わいせつ罪等には該当しないわけでございます。

もっとも、現行法におきましても、直接であると間接であるとを問わず、十八歳未満の児童に対しまして事実上の影響力を及ぼして児童に淫行させた場合、これについては法定刑が懲役十年以下の児童福祉法違反というものが成立するわけでございます。また、被害者が、抗拒不能すなわち心神喪失以外の理由で、社会一般の常識に照らして、具体的な事情のもとで、物理的、身体的あるいは心理的、精神的に抵抗できないか、または抵抗することが著しく困難な状態にある、こういったことの状況に乗じて性的な行為に及んだ場合には、準強制わいせつ罪や準強制性交等罪が成立することになります。

したがって、そのような児童福祉法違反でありますとか準強制わいせつ罪、準強制性交等罪において処罰されるということはあるわけでありまして、実際に、裁判例といたしましても、高校のソフトボール部の顧問兼監督が抵抗しない女子部員に対して脱衣を命じて行ったわいせつな行為、こういったものについては、心理的に抵抗することが著しく困難で抗拒不能の状態で行われたとして、準強制わいせつ罪が認められた事案もあるところでございます。

○今野智博委員

現行の条文においてもそうした対応が可能だということで御答弁をいただきました。ぜひ、不当に処罰の間隙が生じることがないように、適切にこれを運用していただきたいと思っております。

社会は今、目まぐるしく変わっておりまして、特にこうした性犯罪の関係におきましても、法改正がなかなかその実態に追いついていかない。

私はこれは不断の見直しが恐らく必要な分野であろうというふうに思っております。

今回の改正を受けて、まずは捜査当局、捜査機関においてその趣旨をしっかりと周知徹底して、本当に被害者の気持ちに寄り添いながら、被害の潜在化を防いで、犯罪者に対する的確に処罰していくという体制を運用の中でしっかり心がけていただきたいということをお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。